

朝霞市教育委員会規則第8号

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

朝霞市立小、中学校職員服務規程（昭和32年朝霞市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「週休日」の次に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。